

## 2 研究の実際

### (2) これからの食育と家庭科

#### ア 学習指導要領における食育の位置付け

学校における食に関する指導は、平成17年に食育基本法が制定される前から行われていましたが、この法律によってその位置付けが明確になりました。現行学習指導要領に「学校における食育の推進」が初めて掲げられ、それぞれの教科等の特質に応じて適切に行うように努めることが示されました。新学習指導要領の総則にも「学校における食育の推進」について明記され、小学校学習指導要領総則編には「食に関する指導に当たっては、体育科における望ましい生活習慣の形成や、家庭科における食生活に関する指導、特別活動における給食の時間を中心とした指導などを相互に関連させながら、学校教育活動全体として効果的に取り組むことが重要」<sup>(1)</sup>と明記されており、食育の更なる充実に向けた取組の重要性が示されています。

学校教育における食育の場は、小・中学校においては年間 190 回程度ある給食の時間をはじめとして、教科の学習、学級活動や総合的な学習の時間、養護教諭と連携して行う保健指導や健康や給食に関する意識を高める学校行事など多岐にわたっています。食育基本法が制定されてから、食育という言葉は確実に浸透し、各学校で様々な食に関する取組が実践されていますが、諸問題の解決にまでは至っていないのが現状です。

学校教育における食育は、特定の教科において集中的、重点的に指導する時間を設けるのではなく、教育活動全体を通して推進するという考え方になっています。「学校の教育活動全体」という言葉は、分かりやすく納得されやすいものである一方、それぞれの場面で意図的、計画的な指導が行われなければ、結果的にはどの時間においても何も実践されないということにもなりかねません。

中村丁次は「学校における食育の推進をはばむ一番の要因は、食に関する指導が教育課程上に明確に位置付けられていないことである。もちろん、家庭科での『食事への関心』『簡単な調理』などや、保健体育での『生活習慣病』、特別活動での『健康や安全に関すること』など、食に関する内容は、教科・領域・特別活動に組み込まれているが、現在の問題化する食の現状からみると十分とは言えない。今学校は、食育基本法の制定や栄養教諭の学校配置に伴い、食に関する指導が体系的・継続的に行われるよう、学校の教育課程を再構築しなければならない。どこで（教科、領域、特別活動）、誰が、どのように、何を、いつ指導するのが明確に示された教育課程や教育計画の編成が急務である」<sup>(2)</sup>と述べています。小学校で言えば、生活科や家庭科などの目標レベルで食育と関連している教科、社会科や理科などの内容レベルで一部食育と関連している教科、さらに教材や題材のレベルで食育と関連付けることができる教科というように、3つのレベルで教科と食育との関連を考えることができます。各学校で食育の全体計画や年間指導計画が作成されており、それに基づいた指導が行われていますが、更に取り組みやすく実行性のある計画を作成する必要があると言えます。

#### イ 家庭科教育を基軸とした食育

山本奈美は「家庭科は食育基本法の制定や栄養教諭制度の創設にかかわらず、教科の成立時から長年、食に関する内容を扱ってきた。家庭科は今日でも変わらず、食に関する指導を行う中核的な教科である。したがって、家庭科の授業を充実させることが、食育の推進につながるといえる」<sup>(3)</sup>と述べています。家庭生活において、食生活は重要な領域であり、その意味で家庭科は食育を進める重要な教科であると言えます。また、家庭科という教科は他教科の学びとつながる総合的な性格をもった教科であり、さまざまな視点でのアプローチが可能です。このような点から、家庭科教育を基軸として、他教科と関連させながら食育指導の一層の充実を図ることが食育の諸問題解決につながると考えます。

また、社会はグローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により大きく変化しており、予測不可能な時代に突入しています。そのような社会を生き抜いていくためには、現代社会の様々な課題を自ら

の問題として捉え、身近なところから取り組むことのできる児童・生徒を育成する必要があります。課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すことができる児童・生徒を育成することは、将来にわたって持続可能な社会を構築する担い手を育むことと同じであると考えます。

小学校新学習指導要領家庭編と中学校新学習指導要領の技術・家庭（家庭分野）編の目標の柱書には「生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、生活をよりよくしようと工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す」<sup>(4)</sup>と明記してあります。生活の営みに係る見方・考え方の視点は、「協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等」の4つの視点であり、家庭科（家庭分野）の授業を行っていく上でも、持続可能な社会の構築の視点で思考することの必要性が新学習指導要領に明記されています。また、新学習指導要領では小・中・高等学校の内容の系統性が明確化されました。これらを踏まえて、家庭科教育を基軸として持続可能な社会の構築を目指す視点での食育指導を充実させ、小・中・高と学びを連続させていくことが、健康と環境に良い食を選ぶ力を育成することにもつながると考えます。

さらに、小・中学校においては、給食の時間における指導は、給食準備から後片付けなどの一連の指導を実際の活動を通して、毎日繰り返し行うことができるという大きな特徴があります。家庭科の授業における献立作成の際に実際の給食の献立と比較したり、食材の産地について調べたりする活動等と給食の時間における食に関する指導を密接に関連付けて指導することにより、食に関する正しい知識を習得し、食に関する実践力を身に付けることにつながると考えます。

#### 《引用文献》

- (1) 文部科学省 『小学校学習指導要領解説総則編』 平成 29 年 6 月 第 3 章第 1 節 2 (3)
- (2) 中村 丁次 『食育指導ガイドブック』 平成 19 年 12 月 丸善出版 pp.160-161
- (3) 山本 奈美 『小学校家庭科の授業をつくる』 平成 29 年 5 月 学術出版図書 p.39
- (4) 文部科学省 『小学校学習指導要領解説家庭編』 平成 29 年 6 月 第 2 章第 1 節 1  
文部科学省 『中学校学習指導要領解説技術・家庭編』 平成 29 年 6 月 第 1 章第 1 節